

財 関 第 1300 号
平成 28 年 11 月 1 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 梶川 幹夫

高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の
通関の際における取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
から依頼があったので、平成 28 年 11 月 1 日からこれにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール
製品等の通関の際における取扱いについて」(平成 9 年 3 月 31 日蔵関第 290 号)
は廃止する。